

税制改正の大綱（抄）等

労働者協同組合法の一部改正について（案）

以下の規制等を及ぼす新しい類型の労働者協同組合を設けるものとする。

- ・ 剰余金の配当を行わないこと。
- ・ 組合員への残余財産の分配は出資額を限度とするとともに、最終的に処分されない財産は国庫に帰属すること。

※ 協同労働推進議員連盟

労働者協同組合法に基づく労働者協同組合の設立・移行を支援するとともにその活動をサポートすることを目的とする超党派の議員連盟であり、田村憲久議員（自民）及び篠原孝議員（立民）が共同代表を務めている

決議(案)

労働者協同組合法は、令和四年十月一日に施行されるが、労働者協同組合により、多様な就労の機会を創出するとともに、地域における様々な需要に応じた事業を行うことで、地域の問題を解決していくことが期待されている。

労働者協同組合法のかかる趣旨が実現されるよう、政府に対して、次の事項についての特段の配慮を求める。

○ 労働者協同組合が、地域の問題解決に対して十分に活躍できるように、必要な税制措置を講ずること。

協同労働推進議員連盟の総意に基づき、右決議する。

令和三年十一月十八日

協同労働推進議員連盟

令和4年度税制改正大綱（与党決定）

三 法人課税

9 その他（国税）

(3) 労働者協同組合法の施行等に伴い、次のとおり整備する。

① 労働者協同組合法の改正を前提に、剰余金の配当が行われないこと、解散時の残余財産について組合員からの出資額を超える金額が国等又は同種の法人へ帰属すること等が担保された労働者協同組合（以下「特定組合」という。）が創設される場合には、特定組合について、各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得について非課税とするほか、公益法人等の軽減税率及び寄附金の損金不算入制度を除き、公益法人等に係る取扱いを適用する。

② 労働者協同組合連合会を協同組合等（法人税法別表第三）とする。